



シューズ系ホイール付き走行ギアの SG 基準(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

ホイール付き走行ギア専門部会 委員名簿

	氏 名	所 属	(五十音順・敬称略)
(部会長)	木村 哲也	国立大学法人長岡技術科学大学	
(委員)	坪 牧夫	株式会社メガスポーツ	
	伊藤 清孝	株式会社ジョイパレット	
	大矢 栄助	特定非営利活動法人日本ローラースポーツ連盟	
	小野田 元裕	一般財団法人日本車両検査協会	
	木村 たま代	主婦連合会	
	黒崎 照子	全国地域婦人団体連絡協議会	
	小林 明	アイデス株式会社	
	小林 肇	前 独立行政法人産業総合研究所デジタルヒューマン研究所	
	中村 尚茂	一般財団法人日本文化用品安全試験所	
	長谷 稔	前 一般社団法人日本スケートボード協会	
	浜脇 健一郎	東方興産株式会社	
	丸山 清吾	特定非営利活動法人日本キックスケーター協会	
	見座 宏昭	一般財団法人ボーケン品質評価機構	
	宮下 幸雄	国立大学法人長岡技術科学大学 機械系	
	宮地 弘孝	一般社団法人日本スポーツ用品工業協会	
	横田 倫子	財団法人消費科学センター	
(関係者)	岡部 忠久	経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ製品安全課	
	多田 俊樹	経済産業省商務情報政策局日用品室	
(事務局)	一般財団法人製品安全協会 業務グループ		
	E-Mail operation@sg-mark.org		

シューズ系ホイール付き走行ギアのSG基準
SG Standard for Shoes Type Riding Gear with Wheels

1 基準の目的

この基準は、シューズ系ホイール付き走行ギアの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、あらかじめシューズが装着されているか、またはシューズを固定して使用することを前提とした1人乗り専用で人力によってのみ推進しホイールの回転により移動する用具又はそれに類する製品群（以下「走行ギア」という。）であって、かつ、次のいずれにも該当しないものについて適用する。

- ・ 非舗装路での使用を目的として設計した製品
- ・ チェーンやベルトなどの駆動系を有する製品

3 形式分類

走行ギアの形式分類は次のとおりとする。

- ・ 幼児用：生後18月以上、かつ、体重20kg未満の者が使用することを意図した製品
- ・ 子供用：体重20kg以上50kg未満の者が使用することを意図した製品
- ・ 一般用：体重20kg以上100kg未満の者が使用することを意図した製品

4 安全性品質

走行ギアの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	<p>1. 走行ギアの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるような先鋭部、ばり、割れ、傷、変形等がないこと。</p> <p>(2) 外表面に突き出たボルトの頭などの先鋭部は、使用者が触れない箇所にあること。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 摩擦抵抗</p> <p>3. 強度</p>	<p>(3) 専用靴を有するものにあつては、専用靴内面に突き出た先鋭部や著しく圧迫する部位がないこと。</p> <p>(4) 幼児用のものであつて、2つ以上の部位が連結される可動部（締め具は除く。）にあつては、当該2つ以上の部位の間にすき間は○以上○以下ではないこと。</p> <p>(5) 各部の接合、組立等は良好でありがたつきなどがないこと。</p> <p>(6) ホイール及び可動部を固定する締結具は緩み防止措置が講じられたものであること。</p> <p>(7) ブレーキを備えていること。</p> <p>2. ホイール（路面に接するものに限る。）の回転方向と直交する方向の静止摩擦係数は、○以上であること。</p> <p>3. 走行ギアの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1)</p> <p>① 専用靴を有するものにあつては、専用靴の取付強さは○以上であり、かつ、力を除去した後各部に使用上支障のある破損がないこと。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法														
	<p>② 専用靴を有さないものにあつては、靴を取り付けるためのベルト等の取付強さは表1であり、かつ、力を除去した後各部に使用上支障のある破損がないこと。</p> <p>表1：ベルト等の取付強さ</p> <table border="1" data-bbox="395 645 801 788"> <thead> <tr> <th>ベルト位置</th> <th>力の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最後部以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最後部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 進行方向前面部（脱着可能なブレーキが前方にあるときは、それを取り外した状態）に表2に示す衝撃エネルギーを加えたとき、使用上支障のある破損がないこと。</p> <p>なお、ブレーキが前方にある場合には、併せてブレーキに表3に示す衝撃エネルギーを加えたとき、ブレーキの外れがないこと。</p> <p>表2：前面衝撃エネルギー</p> <table border="1" data-bbox="395 1429 820 1617"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>衝撃エネルギー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ベルト位置	力の大きさ	最後部以外		最後部		形式分類	衝撃エネルギー	幼児用		子供用		一般用		
ベルト位置	力の大きさ															
最後部以外																
最後部																
形式分類	衝撃エネルギー															
幼児用																
子供用																
一般用																


項 目	基 準	基 準 確 認 方 法																								
	<p>表3：前方ブレーキ衝撃エネルギー</p> <table border="1" data-bbox="395 421 820 607"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>衝撃エネルギー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ホイール底面に表4に示す衝撃エネルギーを加えたとき、使用上支障のある破損がないこと。</p> <p>なお、ブレーキが後方にある場合には、ブレーキに表5に示す衝撃エネルギーを加えたとき、ブレーキの外れがないこと。</p> <p>表4：底部衝撃エネルギー</p> <table border="1" data-bbox="395 1249 820 1435"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>衝撃エネルギー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表5：後方ブレーキ衝撃エネルギー</p> <table border="1" data-bbox="395 1579 820 1765"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>衝撃エネルギー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	形式分類	衝撃エネルギー	幼児用		子供用		一般用		形式分類	衝撃エネルギー	幼児用		子供用		一般用		形式分類	衝撃エネルギー	幼児用		子供用		一般用		
形式分類	衝撃エネルギー																									
幼児用																										
子供用																										
一般用																										
形式分類	衝撃エネルギー																									
幼児用																										
子供用																										
一般用																										
形式分類	衝撃エネルギー																									
幼児用																										
子供用																										
一般用																										

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法																	
4. 耐久性	<p>(4) 幼児用以外のものであって、専用靴を有さないものにあつては、靴を固定する面に表6に示す重すいを同表に示す高さから落下させたとき、使用上支障のある破損がないこと。</p> <p>表6：重すいの質量及び落下高さ</p> <table border="1" data-bbox="395 692 821 880"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>重すいの質量</th> <th>落下高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子供用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 走行ギアの耐久性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 走行ギアを表7に示す重すいを固定し、○時間走行させたとき使用上支障のある破損がないこと。</p> <p>表7：重すいの質量</p> <table border="1" data-bbox="395 1292 821 1480"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>重すいの質量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) フレーム又はホイールを固定する部品等の動きにより推進力を得る機構（以下「推進機構」という。）を有するものにあつては、当該推進機構を表8に示す動作させたとき使用上支障のある破損がないこと。</p>	形式分類	重すいの質量	落下高さ	子供用			一般用			形式分類	重すいの質量	幼児用		子供用		一般用		
形式分類	重すいの質量	落下高さ																	
子供用																			
一般用																			
形式分類	重すいの質量																		
幼児用																			
子供用																			
一般用																			

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法								
5. 材料	<p style="text-align: center;">表 8 : 動作回数</p> <table border="1" data-bbox="395 421 820 607"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 421 587 465">形式分類</th> <th data-bbox="587 421 820 465">動作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 465 587 510">幼児用</td> <td data-bbox="587 465 820 510"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 510 587 555">子供用</td> <td data-bbox="587 510 820 555"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 555 587 607">一般用</td> <td data-bbox="587 555 820 607"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 推進機構以外の可動部であつて、走行に際し使用者体重による力の掛かる箇所を有するものにあつては、当該箇所を繰り返し〇回動作させたとき使用上支障のある破損がないこと。</p> <p>5. 走行ギアの内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専用靴を有するものであつて、専用靴の内面に繊維を使用しているものにあつては、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和 49 年厚生省令第 34 号第 1 条別表第 1 ホルムアルデヒドの項(繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつした(出生後 2 4 月以内の乳幼児用のものを除く。)、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤)の規定に適合していること。</p> <p>(2) 幼児用のものにあつては、人体に有害な影響を与えない材料を使用していること。</p>	形式分類	動作方法	幼児用		子供用		一般用		
形式分類	動作方法									
幼児用										
子供用										
一般用										

5 表示及び取扱説明書

走行ギアの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)及び(4)については包装外表面の見やすい箇所にも併せて表示すること。(ただし、製品本体の表示が包装外表面から見ることができる場合は除く。)</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 使用対象者の体重及び幼児用にあつては使用対象者の年齢の下限</p> <p>(4) 対応する靴のサイズ又は足のサイズ</p> <p>(5) 使用上の注意事項</p> <p>(a) ヘルメット、ニーパッド、エルボーパッド及びグローブを使用する旨</p> <p>(b) 使用が禁止されている場所では使用しない旨</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次の各号に示す事項を明示した取扱説明書を添付すること。このとき、(1)～(3)の事項は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(4)の事項については安全警告標識（）を併記するなどして、より認知しやすいものとする。なお、(4)(a)から(c)については、枠囲い、太文</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>字、大きな文字など他の使用上の注意事項と比較して特に目立つようにすること。</p> <p>(1) 使用対象者の体重及び幼児用にあつては使用対象者の年齢の下限</p> <p>(2) 対応する靴のサイズ又は足のサイズ</p> <p>(3) 取扱説明書は必ず読み、読んだ後は保管する旨</p> <p>(4) 使用上の注意事項</p> <p>(a) ヘルメット、ニーパッド、エルボーパッド及びグローブを使用する旨</p> <p>(b) 自動車や歩行者などに十分注意して使用する旨、使用が禁止されている場所では使用しない旨</p> <p>(c) 使用する前に安全な場所で十分練習を行い、保護者の目の届く場所で使用する旨（幼児用に限る）</p> <p>(d) 使用する前には、各部に破損や変形がないことを確認し、破損や変形があるときは使用しない旨</p> <p>(e) 着用して違和感があるときは使用を中止する旨</p> <p>(f) 脱着は保護者の方が行い、必ず正しく装着されていることを確認する旨（幼児用に限る）</p> <p>(g) ホイールは消耗すると横滑りしやすくなるので、すり減ったときは交換する旨</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(h) 濡れた路面は意図せず横滑りをするなど走行することが困難なので使用しない旨</p> <p>(i) スピードは走行操作によって低下させ、ブレーキは十分スピードが落ちてから使用する旨</p> <p>(j) 走行直後は、ブレーキや車輪などが高温になっているときがあるので、冷めるまで直接触れない旨</p> <p>(k) わずかな障害物や路面の凹凸でも転倒することがあるので、十分注意して使用する旨</p> <p>(l) わずかな隙間でも転倒することがあるので十分注意して使用する旨</p> <p>(5) 使用、保守、点検及び保管方法</p> <p>(a) 消耗部品の交換など特に保守が必要な箇所と保守の方法</p> <p>(b) 特に点検が必要な箇所と点検の方法並びに不具合があったときの対応</p> <p>(c) 特に保管上必要な事項</p> <p>(6) S Gマーク制度は、この製品の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨</p> <p>(7) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号</p>	